

合法伐採木材等利用法が成立

—法律の詳細の運用について 検討作業中—

1. 主旨

2016年5月13日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下 合法木材等利用法）」が国会において可決成立しました。すでに「グリーン購入法」で国や独立行政法人を対象として、紙や木材製品等に対して、原材料である木材の合法性の確認が、義務付けられていましたが、「合法木材等利用法」によって、民間の取引にまで拡大されたこととなります。この法律の概要を示せば次頁図のようである。

「合法木材等利用法」は、我が国又は外国における違法な森林の伐採、及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼす恐れがあり、また、木材市場における公正な取引を害する恐れがあると考えられて成立した法律です。

平成28年5月に日本で開催された伊勢志摩サミットにおいて、我が国は違法伐採対策の強化を発信しました。この法律により、欧米豪等の諸外国をはじめ国際社会に向けて、日本の新たな違法伐採対策をアピールできることになるとはいえ、今後さらなる、法律の厳格化が行われることは容易に想像できます。

2. 法律の概要

(1) 「合法木材等利用法」においては木材加工品や主たる原料を木材とする物品を製造、加工、輸入、輸出または販売（消費者への販売を除く）事業者や、木材を利用して建築する事業者を対象として、建築・土木関係やバイオマス関連の事業者も含まれて「木材関連事業者」と定めています。

本法は、木材関連事業者が、自ら取り扱う木材等について、合法性の確認を行うよう促

すことを通じて、結果的に、違法伐採木材を市場から駆逐することをめざして、議員立法により制定されたものです。

(2) 具体的には、本法では、合法に伐採された木材の利用を促進するため、国が「基本方針」と合法伐採木材等の利用に関する「判断の基準」を定めた上で

① 木材関連事業者に対して、木材等の合法性に係る判断を行う経営上の仕組み（*合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置）を導入することにより、取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに

② 上記により、自社が取り扱う全ての木材について合法性の確認を行う木材関連事業者に対して、国の登録を受けた登録実務機関への登録を認めるものです。

(3) 特に、本法における「木材関連事業者」には、丸太や製材、合板を取り扱う業者のみならず、紙や家具等の取り扱い業者や住宅の建設を担う建設業者も含まれており、これまでの「グリーン購入法」に基づく木材供給側の取り組みに加えて、需要側においても、合法に伐採された木材の利用を促すことが特徴となっております。

(4) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することになっています。

また、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。

（森 喜彦、藤沢 茂）

地球温暖化の防止等に資するための 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案

定義

- 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）
- 合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定

- 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める。
- 上記事項を勸奨して、指導及び助言を行う。
- 木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

◎国の責務

- 必要な資金の確保
- 情報の収集及び提供
- 登録制度の周知
- 事業者及び国民の理解を深める措置等

◎適切な連携

◎国際協力の推進

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者

登録木材関連事業者

- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり。

申請

登録

登録実施機関

※ 施行日：公布の日から起算して1年を経過した日